

草津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和6年9月27日

草津市監査委員 岡 野 則 男
草津市監査委員 中 嶋 昭 雄

〔定期監査〕

令和5年12月26日告示分および令和6年3月29日告示分

監査対象：子ども家庭・若者課

意見・指摘事項	措置状況等
① 契約書に親会社の名称を記載せず、事業所の名称で親会社の代表取締役名、代表者印で契約書を作成していたことから、事業を委託するにあたり、基本となる事項を取り決め、当事者双方が合意した証である契約書は重要なものであり、契約締結の権限の有無をよく確認されるなど、適正な契約事務を執行されたい。	① 令和6年度における契約締結の際は、受注者の名称および代表者名等の権限の有無を確認し、適正に契約事務を執行しました。今後の契約についても、適正に契約事務を執行します。

監査対象：子育て相談センター

意見・指摘事項	措置状況等
① 妊婦健康診査等委託料の負担行為変更書において、所管副部長専決を得ず、財政課合議も回付しないまま執行されていたことから、会計規則、事務決裁規程等を遵守し、適正な事務執行をされたい。 ② 事業連携協定書開催要項において、「事業終了後、事業費を精算し、草津市へ報告する。」とされているが、子育て支援プレミアム企画ウインターコンサートにおいて市への報告書は確認できなかったことから、協定において定めた事項は	① 所管副部長および財政課に事後決裁を得ました。その後、会計規則、事務決裁規程等を再確認し、漏れがないよう複数名で確認しています。 ② 事業連携協定書を再確認し、報告書を受理しました。

確実に履行し、遅滞時には適時適切な指導を行い、事業実施後の事業費や市の負担額の確認など適正に事務を執行されたい。	
--	--

〔財政援助団体等監査〕

令和6年3月29日告示分

・公の施設の指定管理者

監査対象：子ども・若者政策課（社会福祉法人ご縁会）

意見・指摘事項	措置状況等
① 事業計画書の記載内容等に漏れや誤りがないか、内容をよく確認されたい。 3月末の提出では、確認や訂正の期間がないことから、提出期限を検討されたい。 ② おやつ代の取扱いについて、適切に指導されたい。 また、事業報告書の収支内訳表と法人の決算書類との整合に関し、指定管理者と協議されたい。 ③ エネルギーの使用量については、KEMSの提出時期である4月に提出され、事業報告時には提出を求めているとのことであるが、基本協定において、事業報告書に記載する事項と定められていることから、適切に指導されたい。なお、KEMSの提出時のみで可とするならば、基本協定等の条項の見直しも検討されたい。 また、精算項目である修繕料の実績には、領収書の添付を指導され、支払金額の確認を確実にされたい。 ④ 仕様書に定めた事項については確実に履行されるよう指導されたい。なお、今後も指定管理料で購入された物品を市	① 事業計画書の記載内容等について、漏れや誤りの有無を確認しました。 ② 利用者から徴収したおやつ代に余剰金が発生した場合は、返金等により適切に精算するよう指導しました。また、決算書上、おやつ代と昼食代等が合算されていたため、おやつ代のみを他と区別して決算するように指導しました。 ③ エネルギー使用量を事業報告書に記載するよう指導しました。 また、修繕料の実績報告において、領収書を添付するよう指導し、支払金額が確実に確認できるようにしました。 ④ 仕様書に定めた事項について、確実に履行されるよう指導しました。

の所有物としないのであれば、次回の指定管理業務の仕様書における指定管理者所有の物品の管理簿の必要性について検討されたい。 ⑤ 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導されたい。なお、専門業者に委託しなければ執行できない業務が予め想定できるのであれば、規定方法の工夫も検討されたい。	⑤ 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導しました。
---	---

監査対象：子ども・若者政策課（特定非営利活動法人スポキッズ）

意見・指摘事項	措置状況等
① エネルギーの使用量については、KEMSの提出時期である4月に提出され、事業報告時には提出を求めているとのことであるが、基本協定において、事業報告書に記載する事項と定められていることから、適切に指導されたい。なお、KEMSの提出時のみで可とするならば、基本協定等の条項の見直しも検討されたい。 また、精算項目である修繕料の実績には、領収書の添付を指導され、支払金額の確認を確実にされたい。 ② 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導されたい。なお、専門業者に委託しなければ執行できない業務が予め想定できるのであれば、規定方法の工夫も検討されたい。 ③ 仕様書に定めた事項については確実に履行されるよう指導されたい。なお、今後も指定管理料で購入された物品を市の所有物としないのであれば、次回の指定管理業務の仕様書における指定管理者所有の物品の管理簿の必要性について検	① エネルギー使用量を事業報告書に記載するよう指導しました。 また、修繕料の実績報告において、領収書を添付するよう指導し、支払金額が確実に確認できるようにしました。 ② 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導しました。 ③ 仕様書に定めた事項について、確実に履行されるよう指導しました。

討されたい。 ④ おやつ代の取扱いについて、適切に指導されたい。	④ 利用者から徴収したおやつ代に余剰金が発生した場合は、返金等により適切に精算するよう指導しました。また、決算書上、おやつ代と昼食代等が合算されていたため、おやつ代のみを他と区別して決算するように指導しました。
--	--